

「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱いについて

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」は、以下のようになります。



- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備します。
 - ・後に発表される臨時情報【2の（1）から（3）】に備え、情報収集を行います。
- 2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、発表後出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校します。
 - ・校長は、学校の立地条件や児童等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とします。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童等を速やかに帰宅させます
 - ・授業後、児童等を残すような活動はしません。
 - ・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外での活動中の場合は速やかに帰校します。
 - ・校長は、学校の立地条件や児童等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とします。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
 - ・調査どおりの教育活動を行います。
- (4) (1) から (3) のすべての段階において留意する事項
 - ・地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行います。
 - ・児童等の下校にあたっては、児童等の安全確保の観点から、場合によつては学校において一時待機させることも検討します。
 - ・教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。